

みやま市地域公共交通計画の策定体制及びスケジュールについて

1、地域公共交通網形成計画（H30.3）の策定経緯と概要

（１）計画策定の背景と目的

本市では、人口減少や少子高齢化の進展、自家用車の普及などにより路線バスや鉄道利用者の減少が続いている。また、高齢者や障害がある方等を対象に福祉バスを市内全域で10路線運行していたが、利用者が限られていたため、誰もが利用できるコミュニティバス等の運行など、交通利便性の向上を求める意見が市民より多く寄せられていた。

また、本市のまちづくりにおいては、定住促進を推進する住みよい環境づくりや観光振興に向けた観光資源までのアクセスの改善が求められていた。

そのため、将来にわたって市民の生活を支える持続可能な公共交通体系の構築、並びに域内外の移動を支え地域の活性化に寄与する公共交通体系の構築に向けた総合的な計画を策定するとともに、行政・交通事業者・市民などの関係者が一丸となって、効果的・効率的な施策展開を推進していくため、「地域公共交通網形成計画」を策定した。

（２）計画の位置付け

この計画は、「みやま市総合計画」を上位計画とし、「みやま市都市計画マスタープラン」、「みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「みやま市観光振興計画」と連携。

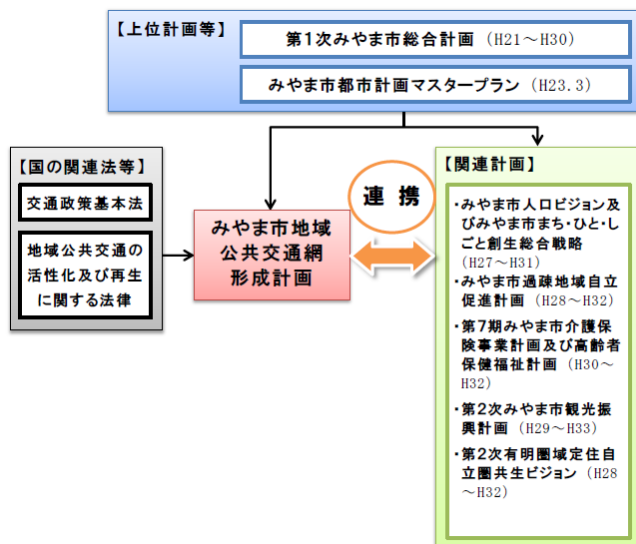


図 本計画の位置づけ

（３）実施期間

計画期間：平成30年度～令和4年度の5年間

（４）基本方針及び目標

本市の公共交通の目指す将来像に向け、公共交通の問題点・課題も踏まえて、基本方針・目標を設定。目標達成に向け取り組み方針及び施策を設定。

2、地域公共交通計画策定の必要性

現在の地域公共交通網形成計画が令和4年度で計画満期を迎えるとともに、近年の社会経済状況や関連法の改正、関連施策メニューの拡充などを踏まえ、公共交通に関する計画の見直しが必要。

(1) 地域公共交通網形成計画が令和4年度で終了

(2) 公共交通を取り巻く環境の変化

- ・人口減少の本格化
- ・高齢者運転の問題の顕在化
- ・運転手不足の深刻化
- ・公共交通確保・維持のための公的負担増加
- ・ウィズコロナ・アフターコロナにおける新しい生活様式

(3) 地域公共交通活性化再生法の改正（令和2年11月）

- ・地方公共団体による「地域公共交通計画」作成の努力義務化
- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も必要に応じ計画に位置付け
- ・定量的な目標設定（利用者数、収支等）、毎年度の評価等

(4) 地域の移動ニーズに対応しうるメニューの拡大

○輸送資源の「総動員」による移動手段の確保

- ・地域に最適な旅客運送サービスの継続
- ・自家用有償旅客運送の実施の円滑化
- ・貨客混載に係る手続きの円滑化

○既存の公共交通サービスの改善の徹底

- ・利用者目線による路線の改善、運賃の設定
- ・Massの円滑な普及促進に向けた措置

3、地域公共交通計画策定の位置づけ・概要

地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく公共交通に関するマスタープランである。

(1) 計画の策定

計画は、みやま市地域公共交通活性化協議会を開催し、検討を行い、市が策定する。

(2) 対象区域：みやま市全域

(3) 計画の期間：5年

(4) 地域公共交通計画に記載が必要な事項

※活性化再生法で定められている記載事項

▼地域公共交通計画の記載事項の概要

記載事項	概 要
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定。
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理。
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	原則5年程度ですが、地域の実情に合わせて設定。
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載。

4、地域公共交通計画策定の体制（案）

（１）みやま市地域公共交通活性化協議会

- ・みやま市地域公共交通活性化協議会（本会議）は「地域公共交通活性化再生法」6 条に基づく法定協議会。
- ・本協議会は、地域公共交通計画の作成に関する協議・実施に関する連絡調整のみならず、計画の実施に関しても協議ができる。

（２）みやま市地域公共交通計画（案）策定部会（新規設置）

- ・みやま市地域公共交通活性化協議会の下部組織として、みやま市地域公共交通計画（案）策定部会を立ち上げ、議論しやすい環境を整備する。

事前に深い議論や議論内容の調整を図り地域公共交通計画での議論を効率化する。

▼構成員（案）

1	NPO 法人 タウンコンパス	井上 信昭
2	みやま市行政区長会	越智 明彦
3	瀬高交通自動車有限会社	徳永 勉
4	ニコニコ光タクシー株式会社	大塚 武康
5	みやま市民生委員児童委員協議会	内山田 建夫
6	みやま市老人クラブ連合会	築地原 米蔵
7	みやま市社会福祉協議会	大津 一義
8	公募委員（公共交通を利用している市民等）	
9	公募委員（公共交通を利用している市民等）	
10	みやま市	木村 勝幸

5、スケジュール（案）

作業項目	令和4年										令和5年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状整理・上位関連計画の整理													
ニーズ把握													
問題点・課題の検討													
目標実現のための施策の検討													
計画案の作成													
パブリックコメント													
活性化協議会の開催				①		②			③		④	⑤	
策定部会の開催			①		②			③		④	⑤		